

VI 人権

1 DVについて

(1) 千葉県における相談、一時保護の状況

千葉県における相談件数は1万8千件を超えています。そのうちDVについての相談は約5千件あり、相談件数全体の約4割となっています。

図表VI-1 機関別相談件数の推移(千葉県)

区分	女性サポートセンター (婦人相談所)※1		男女共同参画センター ()はうち男性件数※2		健康福祉センター		合計		
	総数	うちDV	総数	うちDV	総数	うちDV	総数	うちDV	DV相談の割合
平成28年度	10,091	2,441	8,016 (789)	1,197 (45)	2,162	1,687	20,269	5,325	26.3%
平成29年度	7,876	2,149	7,253 (632)	1,196 (39)	2,048	1,403	17,177	4,748	27.6%
平成30年度	7,680	2,433	7,688 (735)	1,257 (40)	2,075	1,337	17,443	5,027	28.8%
令和元年度	7,421	2,630	7,514 (671)	1,410 (40)	2,093	1,346	17,028	5,386	31.6%
令和2年度	7,720	2,535	6,748 (646)	1,145 (58)	1,998	1,297	16,466	4,977	30.2%
令和3年度	8,258	2,584	6,933 (621)	1,224 (36)	1,700	1,238	16,891	5,046	29.9%
令和4年度	9,242	2,360	7,210 (649)	1,276 (53)	1,977	1,316	18,429	4,952	26.9%

※1 女性サポートセンター及び男女共同参画センターの相談件数は専門相談も含む。

※2 男性のDV相談件数は被害者のみ。

資料出典:千葉県児童家庭課

図表VI-2 機関別相談形態別相談件数及び割合(千葉県)

		相談形態				合計	
		電話相談	うちDV	面接相談	うちDV	総数	うちDV
女性サポートセンター (婦人相談所)	件数	9,200	2,320	42	40	9,242	2,360
	割合	99.5%	98.3%	0.5%	1.7%	100%	100%
男女共同参画センター	件数	6,545	873	665	403	7,210	1,276
	割合	90.8%	68.4%	9.2%	31.6%	100%	100%
健康福祉センター	件数	1,635	1,002	342	314	1,977	1,316
	割合	82.7%	76.1%	17.3%	23.9%	100%	100%
合計	件数	17,380	4,195	1,049	757	18,429	4,952
	割合	94.3%	84.7%	5.7%	15.3%	100%	100%

※相談件数については、男性女性を含む。ただし、女性サポートセンターの相談については、女性のみ。

※女性サポートセンター及び男女共同参画センターの相談については、専門相談を含む

資料出典:千葉県児童家庭課(令和4年度)

第1部 千葉県における男女共同参画の状況 VI 人権

図表VI-3 専門相談件数(千葉県)

(単位:件)

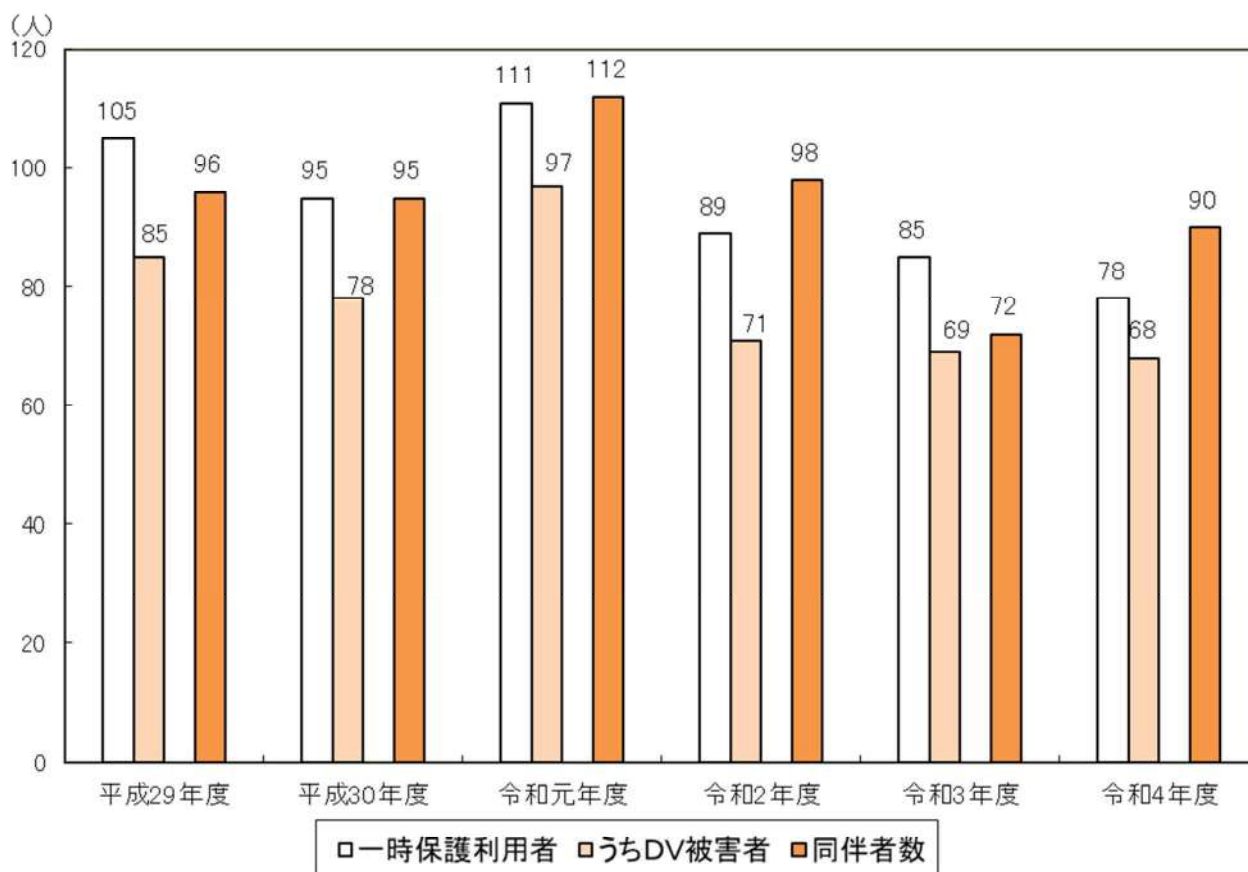
年度	法律相談	うちDV	心とからだの健康相談	うちDV	カウンセリング	うちDV	こころの相談	うちDV
平成28年度	75	64	23	18	501	235	26	9
平成29年度	80	72	0	0	377	180	26	15
平成30年度	80	71	0	0	447	260	28	12
令和元年度	73	33	0	0	439	266	31	27
令和2年度	79	72	0	0	429	198	25	14
令和3年度	33	26	0	0	458	207	24	12
令和4年度	76	72	0	0	450	221	24	17

※専門相談は、男女共同参画センター、女性サポートセンターで実施。

※カウンセリングの件数については、男性女性を含む。

資料出典:千葉県児童家庭課

図表VI-4 一時保護件数の推移(千葉県)



資料出典:千葉県児童家庭課

第1部 千葉県における男女共同参画の状況 VI 人権

(2)市町村におけるDV相談状況

令和4年4月現在、54市町村全てにおいてDV相談窓口を整備しています。市町村におけるDV相談の総数は、令和3年度以降は1万件を超えています。

図表VI-5 市町村におけるDV相談件数(千葉県)

(単位:件)

年度	総数	相談方法		処理状況				
		電話	来所	相談情報提供のみ	庁内機関処理	他機関への引継		
						婦人相談所	警察	その他
平成28年度	9,297	4,420 (47.5%)	4,877 (52.5%)	8,147 (87.6%)	844 (9.1%)	66 (0.7%)	78 (0.8%)	162 (1.7%)
平成29年度	8,832	4,365 (49.4%)	4,467 (50.6%)	7,648 (86.6%)	822 (9.3%)	96 (1.1%)	68 (0.8%)	198 (2.2%)
平成30年度	8,853	4,256 (48.1%)	4,597 (51.9%)	7,754 (87.6%)	809 (9.1%)	64 (0.7%)	70 (0.8%)	156 (1.8%)
令和元年度	9,140	4,502 (49.3%)	4,638 (50.7%)	7,888 (86.3%)	924 (10.1%)	89 (1.0%)	67 (0.7%)	172 (1.9%)
令和2年度	9,993	5,506 (55.1%)	4,487 (44.9%)	8,588 (85.9%)	1,042 (10.4%)	92 (0.9%)	58 (0.6%)	213 (2.1%)
令和3年度	10,543	6,186 (58.7%)	4,357 (41.3%)	9,191 (87.2%)	1,055 (10.0%)	51 (0.5%)	60 (0.6%)	186 (1.8%)
令和4年度	10,261	5,901 (57.5%)	4,360 (42.5%)	8,681 (84.6%)	1,260 (12.3%)	80 (0.8%)	44 (0.4%)	196 (1.9%)

資料出典:千葉県児童家庭課

(3)千葉県警察におけるDV事案の取扱状況

千葉県警察における令和4年のDV事案の相談件数は4,027件で、前年と比べ増加しています。そのうち加害者と婚姻関係(元婚姻関係を含む。)にあるものが約7割であり、被害者は女性が多くなっています。また、事件化や加害者への指導警告の措置件数は増加しています。

図表VI-6 千葉県警察におけるDV相談状況

(単位:件)

年度	総数(対応票作成件数)	加害者との関係			被害者の性別		
		婚姻	内縁	その他	女性	男性	その他
平成26年	2,354	婚姻	1,860	79.0%	女性	2,155	91.5%
		内縁	494	21.0%	男性	199	8.5%
平成27年	2,727	婚姻	2,176	79.8%	女性	2,389	87.6%
		内縁	551	20.2%	男性	338	12.4%
平成28年	3,311	婚姻	2,634	79.6%	女性	2,673	80.7%
		内縁	677	20.4%	男性	638	19.3%
平成29年	3,165	婚姻	2,534	80.1%	女性	2,516	79.5%
		内縁	631	19.9%	男性	649	20.5%
平成30年	3,280	婚姻	2,573	78.4%	女性	2,551	77.8%
		内縁	707	21.6%	男性	729	22.2%
令和元年	3,725	婚姻	2,880	77.3%	女性	2,803	75.2%
		内縁	845	22.7%	男性	922	24.8%
令和2年	3,684	婚姻	2,801	76.0%	女性	2,733	74.2%
		内縁	883	24.0%	男性	951	25.8%
令和3年	3,897	婚姻	3,026	77.6%	女性	2,854	73.2%
		内縁	871	22.4%	男性	1,043	26.8%
令和4年	4,027	婚姻	3,004	74.6%	女性	2,797	69.5%
		内縁	1,023	25.4%	男性	1,230	30.5%

※平成26年以降は、内縁の件数に、同棲関係にある件数を含む(平成26年にDV防止法が一部改正され、同棲関係にある相手からの暴力がDV事案の対象となったため)。

資料出典:千葉県警察本部

第1部 千葉県における男女共同参画の状況 VI 人権

図表VI-7 千葉県警察における措置状況(複数計上)

(単位:件)

年度	事件化	防犯指導	加害者への 指導警告	他機関 引継	保護命令 制度教示	援助	その他	計
平成25年	163	1,861	851	173	832	490	606	4,976
平成26年	242	2,336	1,176	228	980	587	579	6,128
平成27年	238	2,717	1,509	777	800	560	530	7,131
平成28年	287	3,266	1,993	320	498	267	734	7,365
平成29年	253	3,133	2,033	328	466	223	812	7,248
平成30年	213	3,258	2,260	305	432	191	479	7,138
令和元年	231	3,720	2,665	372	271	231	201	7,691
令和2年	173	3,670	2,576	401	257	243	257	7,577
令和3年	182	3,482	2,870	549	149	189	295	7,716
令和4年	207	1,985	3,090	599	127	152	263	6,423

資料出典:千葉県警察本部

(4)保護命令の発令状況

平成13年10月の「DV防止法」の施行により、被害者の安全確保のため、裁判所は、被害者の申立てにより加害者を被害者から引き離す「保護命令」が出せることになりました。

平成13年10月～令和5年3月までの千葉地方裁判所管内の保護命令発令件数は、1,802件で、全国で4番目となっています。

図表VI-8 保護命令の発令状況(全国順位)

(単位:件)

順位	地方裁判所管内	保護命令発令件数
1	大阪	5,547
2	神戸	2,819
3	東京	2,675
4	千葉	1,802
5	さいたま	1,689

※DV防止法施行から令和5年3月までの累計

資料出典:最高裁判所事務総局民事局(千葉県児童家庭課)

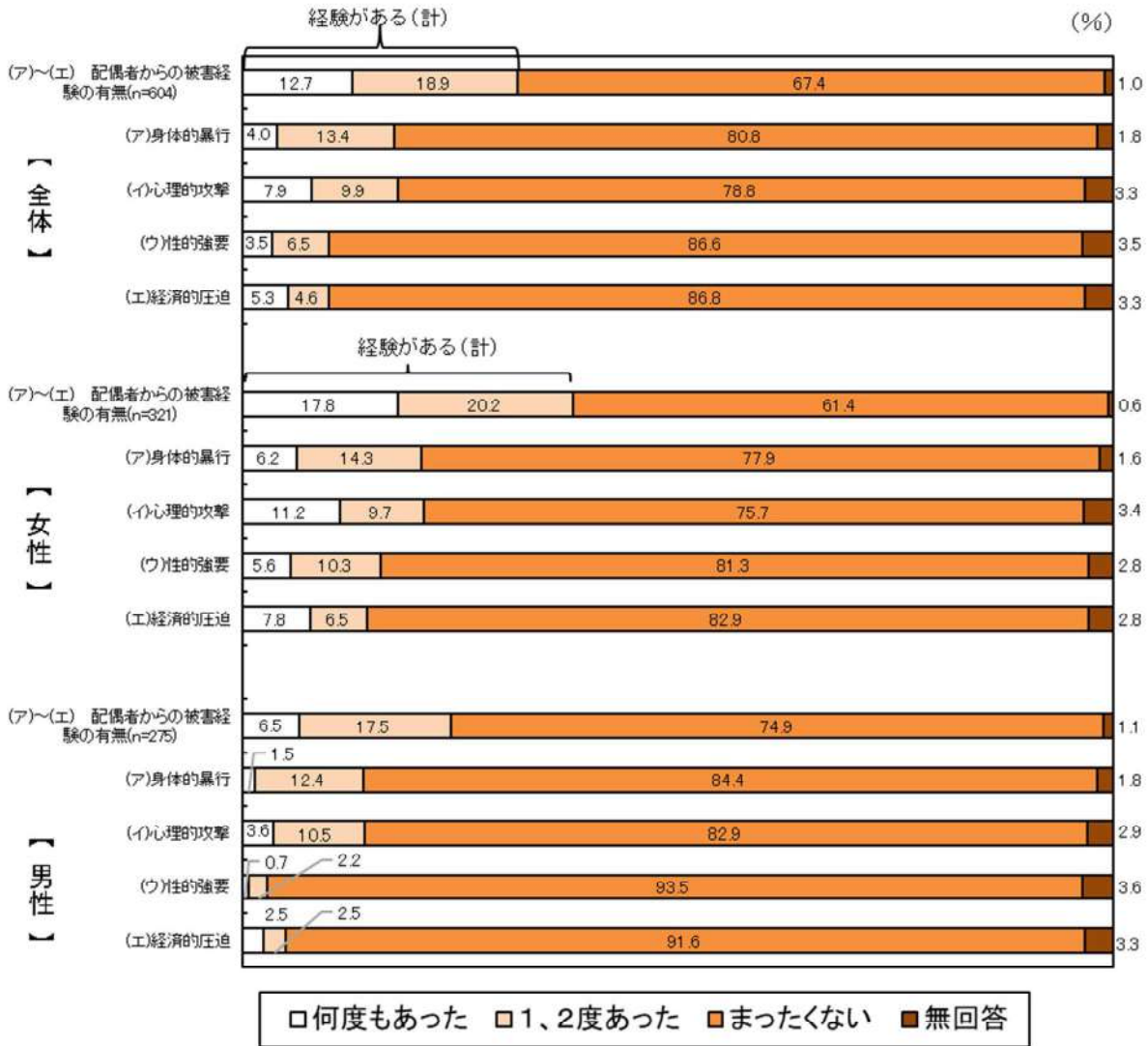
第1部 千葉県における男女共同参画の状況 VI 人権

(5)DVの被害経験

県民意識調査において、DVの被害経験について聞いたところ、全体「(ア)～(エ)配偶者からの被害経験の有無」は、『経験がある(計)』が31.6%、「まったくくない」が67.4%となっています。

性別でみると、「(ア)～(エ)配偶者からの被害経験の有無」、各行為全てで『経験がある(計)』は女性が男性よりも高くなっており、「(ア)～(エ)配偶者からの被害経験の有無」を比較すると、女性が14.0ポイント高くなっています。

図表VI-9 DVの被害経験(千葉県)



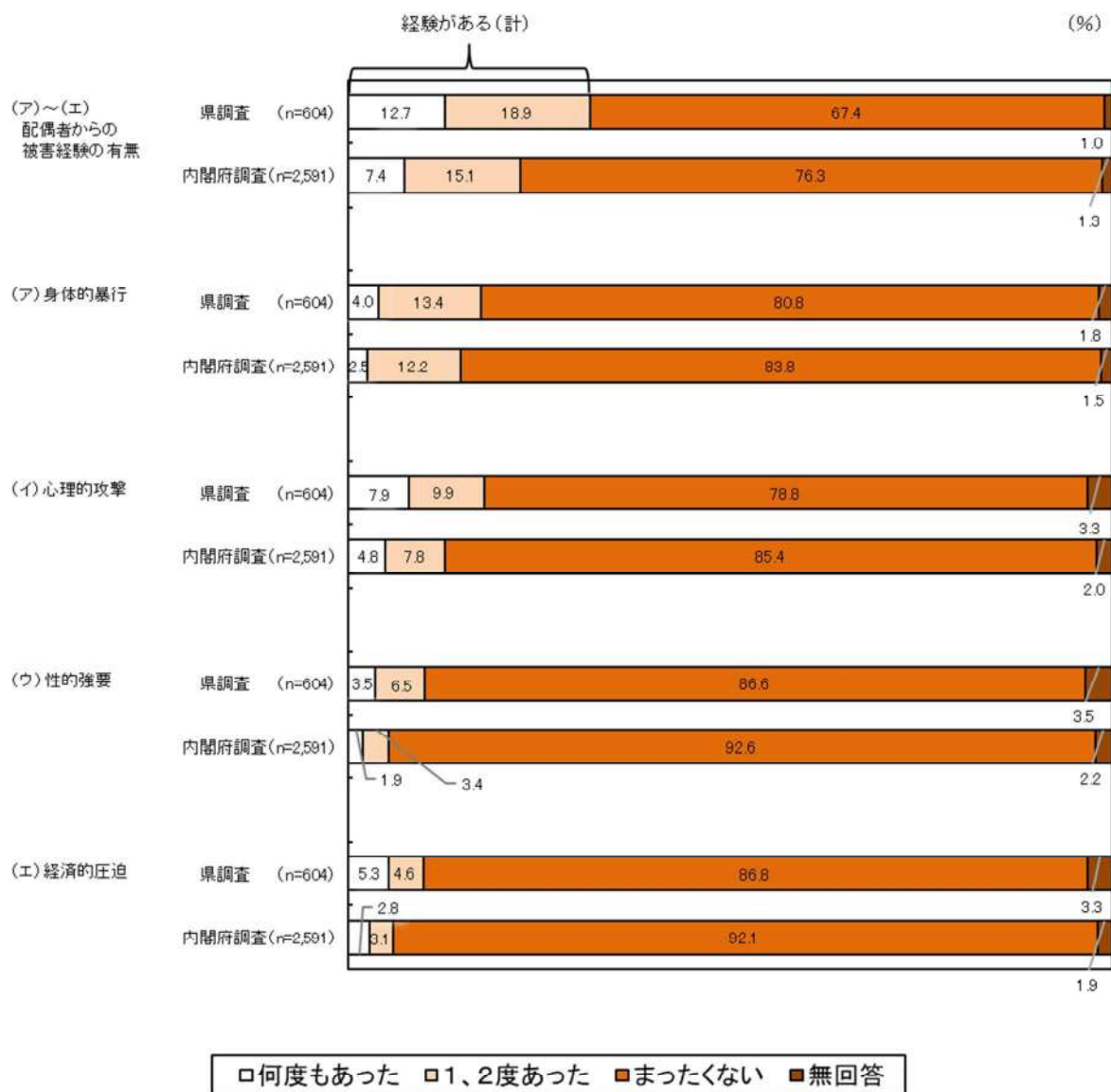
(ア)身体的暴行:なぐったり、けったり、物を投げつけたり、突き飛ばしたりするなど
 (イ)心理的攻撃:人格を否定するような暴言、交友関係や行き先、電話・メールなどを細かく監視したり、長期間無視するなどの精神的な嫌がらせ、あるいは、あなたもしくはあなたの家族に危害が加えられるのではないかと恐怖を感じるような脅迫など
 (ウ)性的強要:いやがっているのに、性的な行為を強要される、見たくないのにポルノ映像等を見せられる、避妊に協力しないなど
 (エ)経済的圧迫:生活費を渡されない、貯金を勝手に使われる、外で働くことを妨害されるなど

資料出典:千葉県男女共同参画課「男女共同参画社会の実現に向けての県民意識調査報告書」(令和元年11月)

第1部 千葉県における男女共同参画の状況 VI 人権

内閣府調査と比較すると、『経験がある(計)』は「(ア)～(エ)配偶者からの経験被害の有無」で県調査が内閣府調査よりも 5.5 ポイント高くなっています。各行為をみると、「(イ)心理的攻撃」は県調査が内閣府調査よりも 4.1 ポイント、「(ウ)性的強要」も県調査が 3.3 ポイント、「(エ)経済的圧迫」も県調査が 3.8 ポイント高くなっています。

図表VI-10 DVの被害経験(千葉県・全国)



資料出典:千葉県男女共同参画課「男女共同参画社会の実現に向けての県民意識調査報告書」(令和元年11月)
 ※内閣府調査:平成29年度男女間における暴力に関する調査

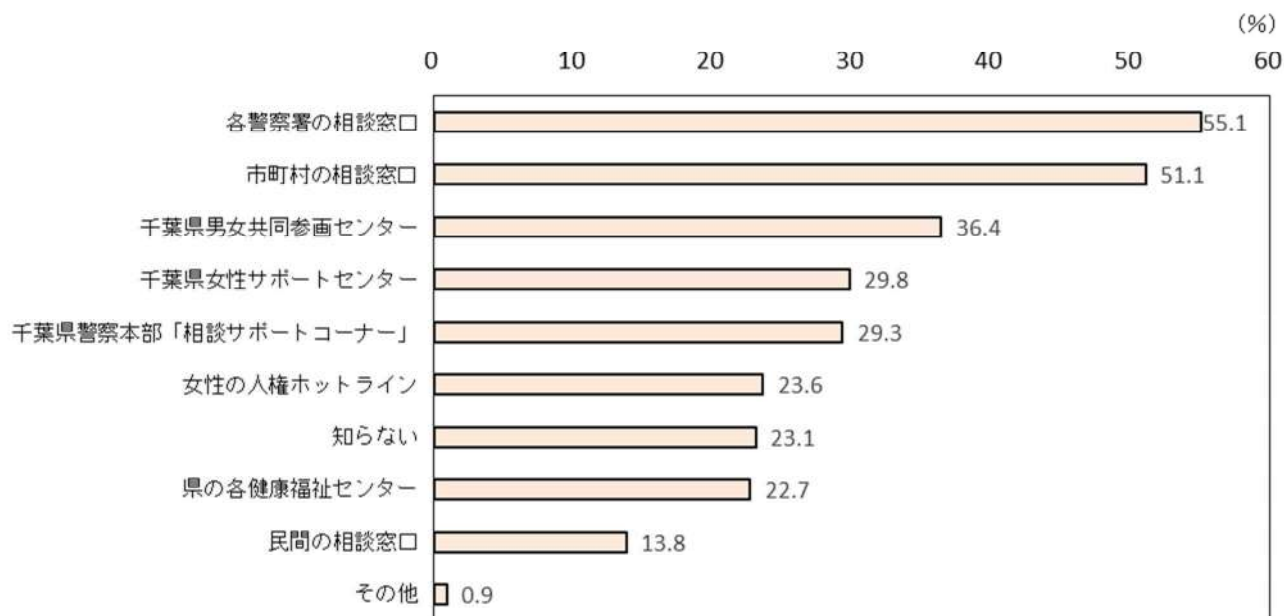
第1部 千葉県における男女共同参画の状況 VI 人権

図表VI-11 DVにあたる行為についての認識(千葉県)



資料出典:千葉県児童家庭課「DVに対する県民意識について(インターネットアンケート調査)」(令和2年度)

図表VI-12 DVに関する相談窓口の認知度(千葉県)



資料出典:千葉県児童家庭課「DVに対する県民意識について(インターネットアンケート調査)」(令和2年度)

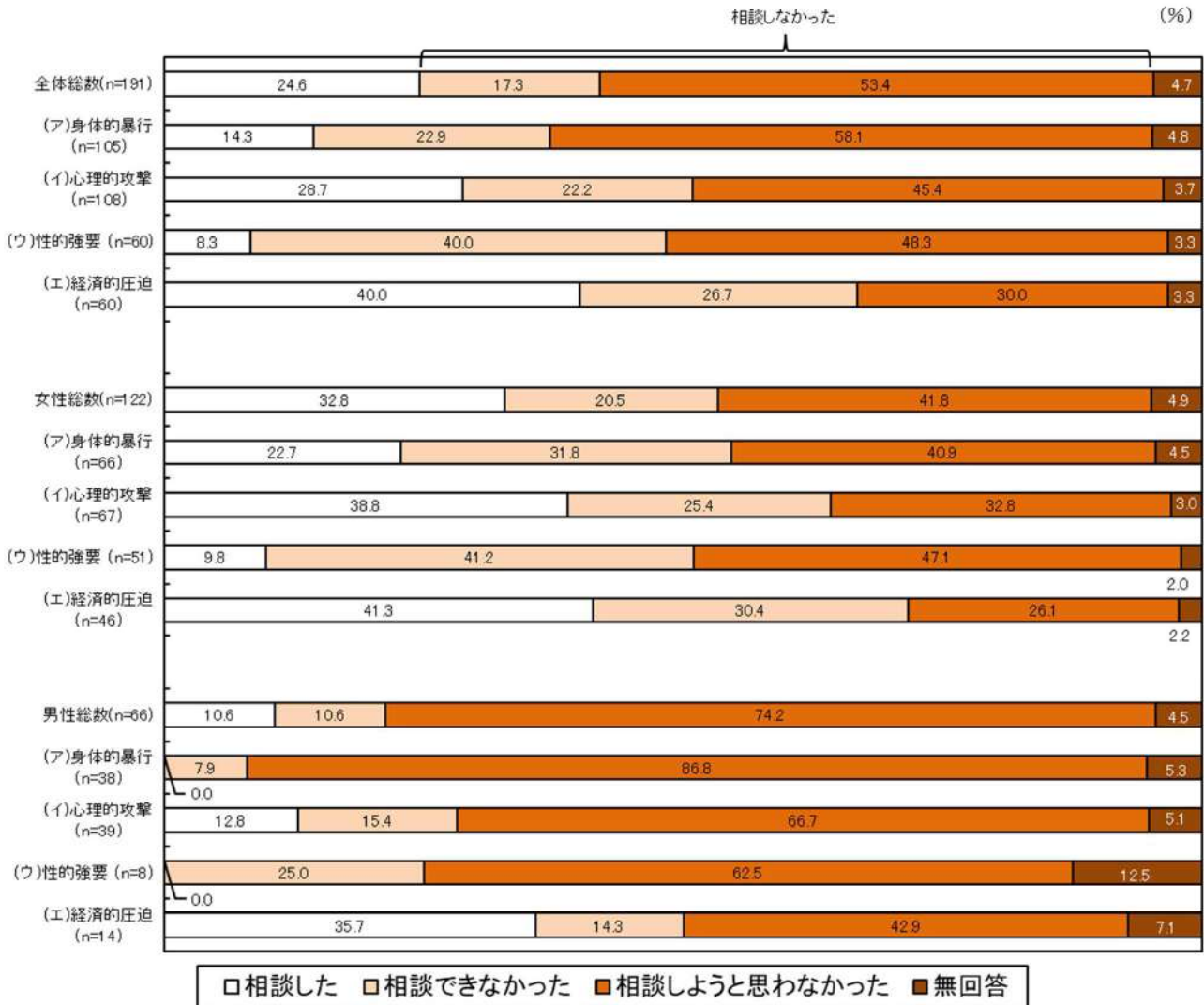
第1部 千葉県における男女共同参画の状況 VI 人権

(6)DVの被害相談

県民意識調査において、DV被害の相談有無について聞いたところ、全体総数は、「相談した」が24.6%、「相談できなかった」が17.3%、「相談しようと思わなかった」が53.4%となっています。

性別で見ると、総数で「相談した」は女性が男性よりも22.2ポイント高くなっています。一方、「相談しなかった(計)」は総数、各行為全てで男性が女性よりも高くなっており、総数を比較すると、男性が22.5ポイント高く、「(ア)身体的暴行」では男性が22.0ポイント高くなっています。

図表VI-13 DV被害の相談有無(千葉県)



資料出典:千葉県男女共同参画課「男女共同参画社会の実現に向けての県民意識調査報告書」(令和元年11月)

2 性犯罪(性的暴行事案等)

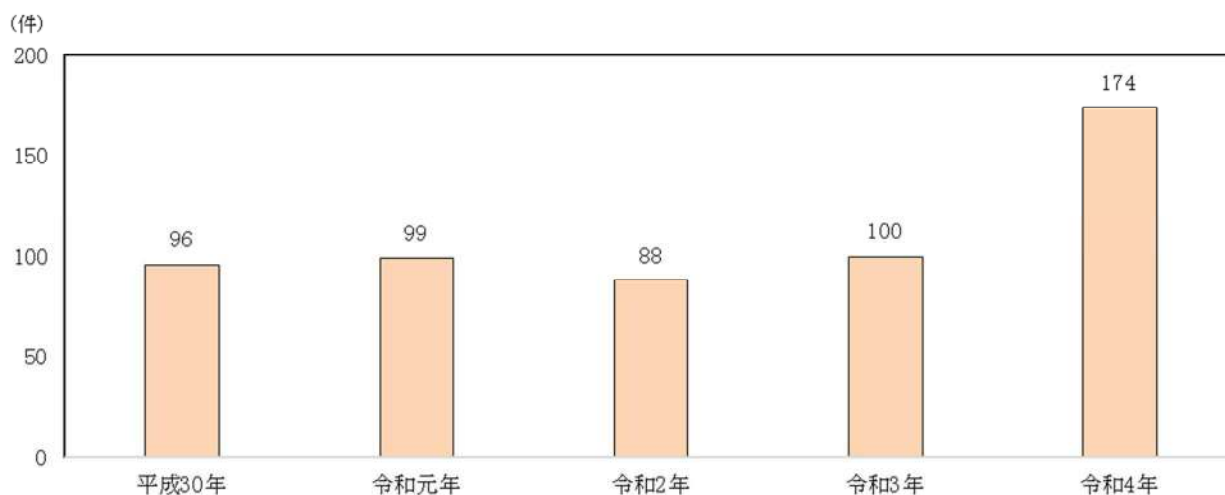
(1) 相談件数

千葉県警察本部で受理した性犯罪の相談件数は、下のグラフのとおりです。

性犯罪は、犯罪被害者の心理的ダメージが大きく、他人に相談しにくいことから相談をためらうなど、潜在性が高いといわれています。

千葉県警察本部では、女性専用の犯罪被害等の相談窓口「女性被害 110 番」を運用していたところ、平成 29 年 8 月 3 日から性犯罪被害者がより相談しやすい体制を構築するため、各都道府県警察の性犯罪被害者相談電話窓口につながる全国共通の短縮ダイヤル番号「#8103(ハートさん)」を導入したものです。#8103 にダイヤルすると発信された地域を管轄する各都道府県警察の性犯罪相談窓口につながります。性犯罪被害者に対して「あなたの心(ハート)に寄り添う相談電話があるから相談してみて」という思いを込め、性犯罪 110 番を設けて男女問わず性犯罪被害に関する相談対応をしています。

図表VI-14 千葉県警察本部で受理した性犯罪の相談件数の推移



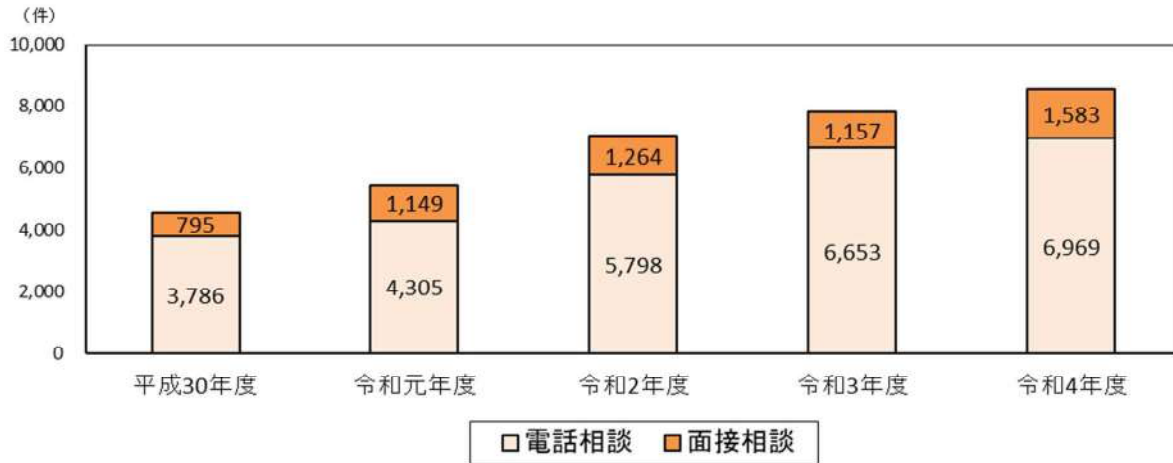
資料出典:千葉県警察本部

第1部 千葉県における男女共同参画の状況 VI 人権

警察への届出を躊躇している方も届出を行った方と同様の支援が受けられるよう、平成 29 年 10 月から、性犯罪・性暴力被害者に対する総合的な支援を提供する「ワンストップ支援センター」を中心とした支援体制がスタートしました。県では、特定非営利活動法人千葉県暴力被害支援センターちさと及び(公社)千葉犯罪被害者支援センターの2団体をワンストップ支援センターに位置付け、両団体において相談対応等を行っています。

性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターにおける相談件数は、下のグラフのとおりです。なお、相談件数は年々増加傾向にあります。

図表VI-15 性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターの相談件数(千葉県)

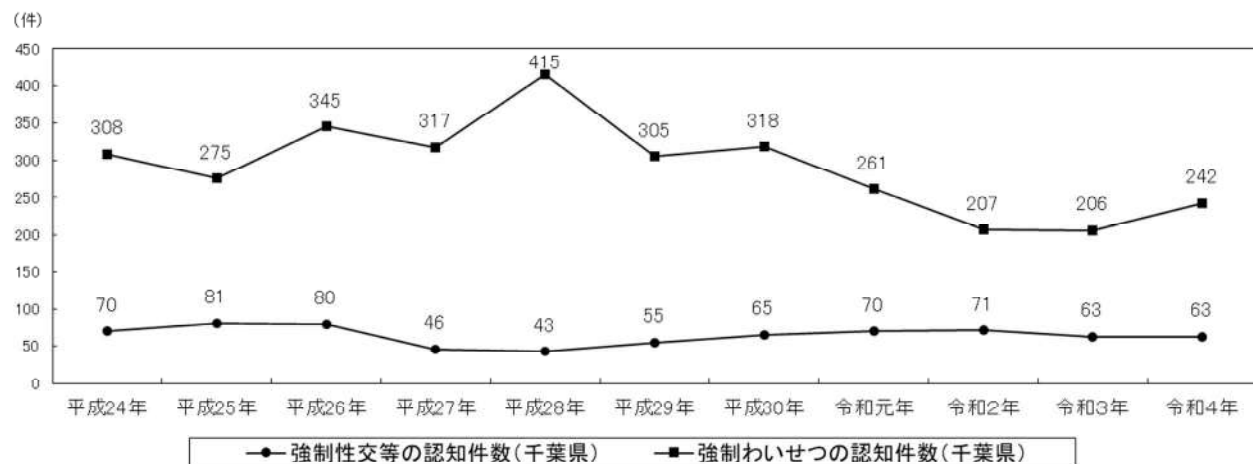


資料出典:千葉県くらし安全推進課

(2)性犯罪の認知件数

千葉県における令和 4 年の強制性交等の認知件数は 63 件で、強制わいせつの認知件数は 242 件であり、前年と比べ、強制性交等の認知件数は同数で、強制わいせつの認知件数は増加しています。

図表VI-16 強制性交等・強制わいせつの認知件数(千葉県)

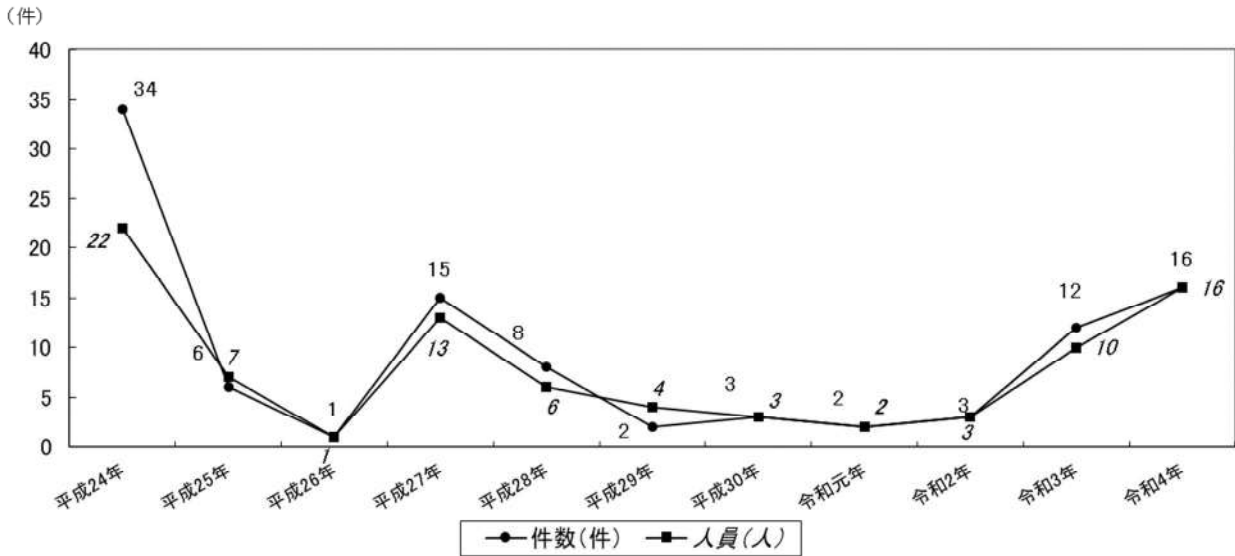


※刑法の一部が改正(平成 29 年 7 月 13 日施行)され、強姦の罪名、構成要件等が改められたことに伴い、「強姦」を「強制性交等」に変更した。

資料出典:千葉県警察本部

第1部 千葉県における男女共同参画の状況 VI 人権

図表VI-17 売春防止法違反の送致状況(千葉県)



資料出典:千葉県警察本部

3 ストーカー

千葉県警察における令和4年のストーカー事案の認知件数は737件であり、検挙件数、ストーカー規制法によらない防犯指導等の措置の件数はいずれも前年と比べて増加しています。

図表VI-18 ストーカー事案の認知件数及び措置状況(千葉県)

(単位:件)

年次	認知件数	検 挙			ストーカー規制法に基づく 対応 (警告・禁止命令等・援助)	ストーカー規制法 によらない措置 (防犯指導・警ら等)
		計	ストーカー規制法	他法令		
平成26年	600	80	24	56	159	916
平成27年	529	87	29	58	142	847
平成28年	651	113	27	86	125	1,031
平成29年	731	84	20	64	106	1,142
平成30年	532	95	25	70	108	819
令和元年	437	74	16	58	71	707
令和2年	487	85	31	54	102	777
令和3年	610	79	23	56	90	1,000
令和4年	737	88	19	69	87	1,185

※ストーカー規制法に基づく対応については、禁止命令等の件数を遡って追加計上した。

※ストーカー規制法によらない措置は、複数計上である。

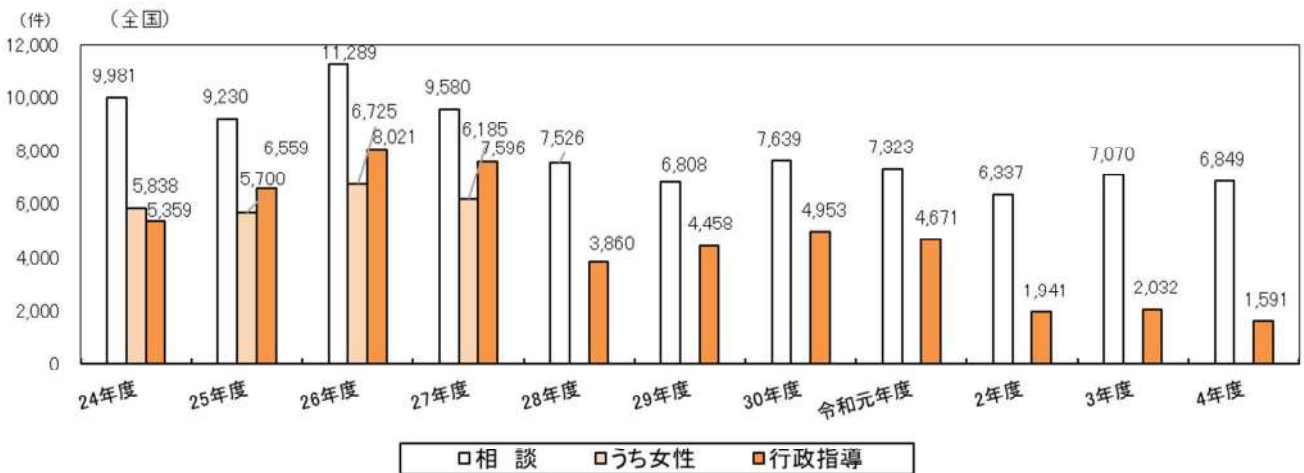
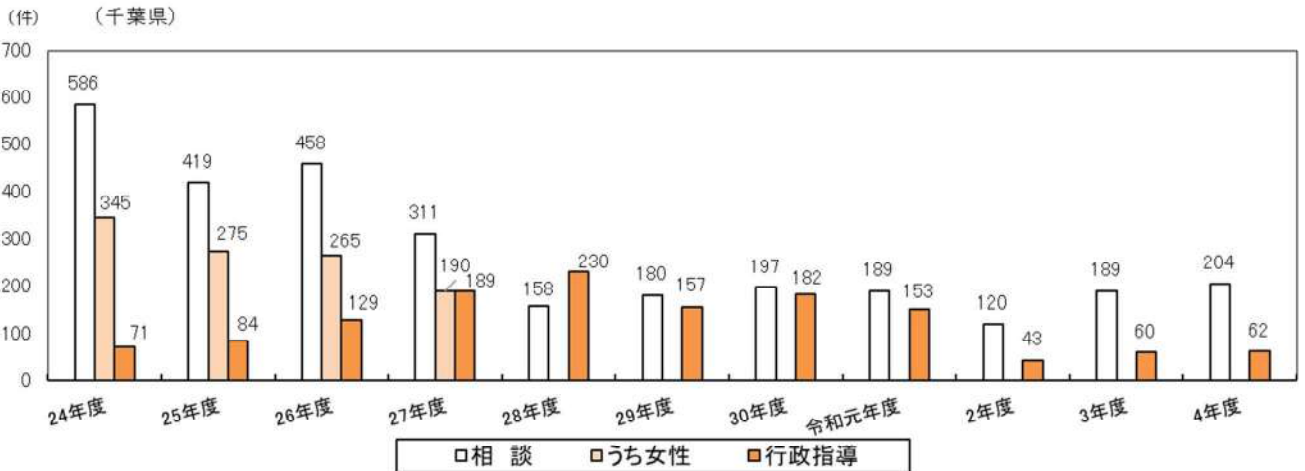
資料出典:千葉県警察本部

4 セクシュアル・ハラスメント

平成 19 年 4 月 1 日に改正男女雇用機会均等法が施行され、事業主に義務づけられてきた職場におけるセクシュアル・ハラスメントに関して雇用管理上必要な措置が拡充されるとともに、紛争解決の援助制度が利用できるようになりました。そのため、平成 19 年度に相談件数が急増し、その後は減少傾向にあります。

図表VI-19 千葉労働局におけるセクシュアル・ハラスメントの相談・指導件数の推移(千葉県・全国)

	平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度	
	千葉労働局	全国	千葉労働局	全国	千葉労働局	全国	千葉労働局	全国	千葉労働局	全国
相談件数	197	7,639	189	7,323	120	6,337	189	7,070	204	6,849
行政指導件数	182	4,953	153	4,671	43	1,941	60	2,032	62	1,591



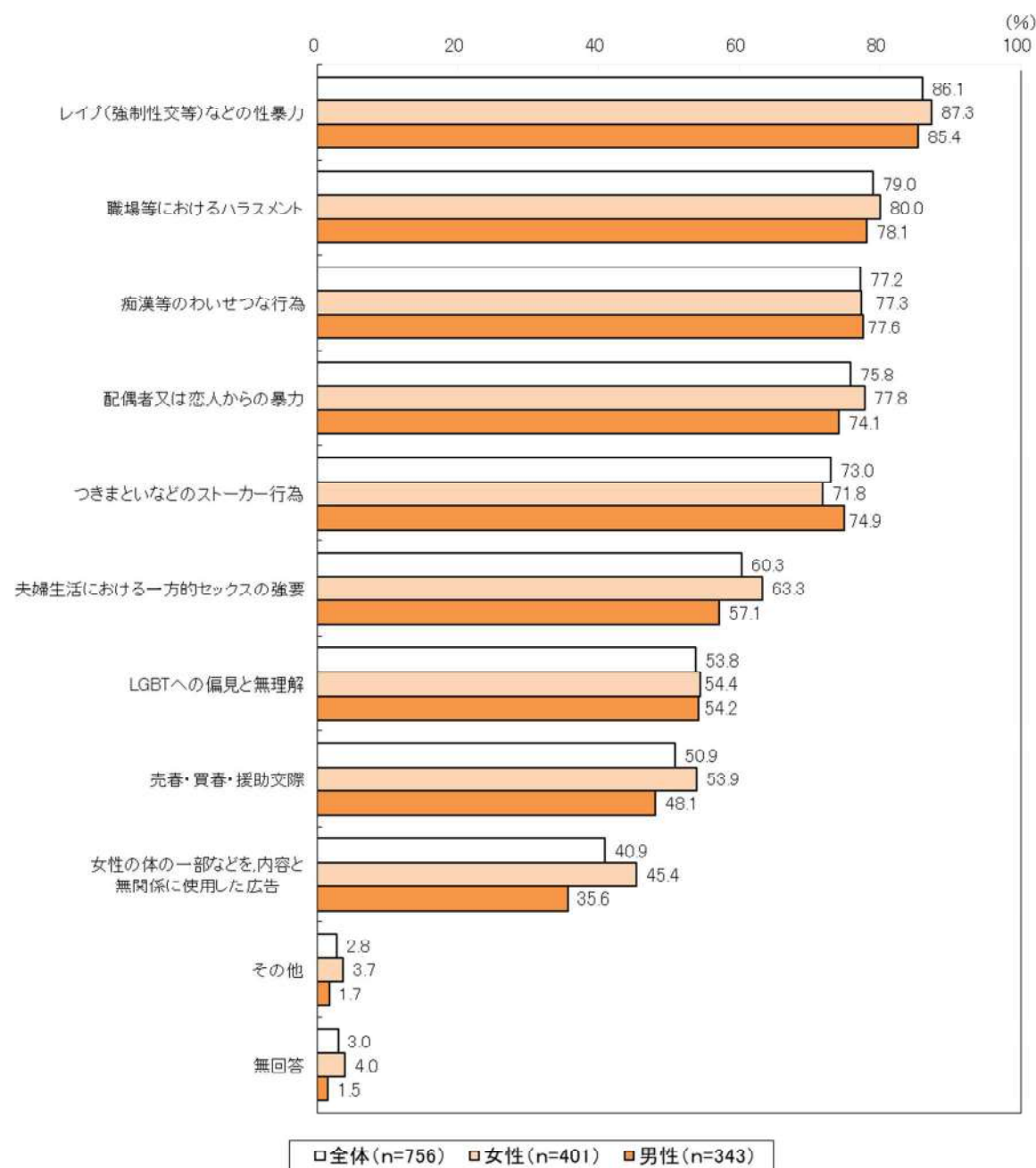
※セクシュアル・ハラスメントについて、平成 27 年度以前と平成 28 年度以降で算定方法が異なるため、単純比較できない。
 ※相談者の男女別の件数は把握していない。
 資料出典:千葉労働局 雇用環境・均等室

5 人権が侵害されていると感じること

県民意識調査において、人権が侵害されていると感じることについて聞いたところ、「レイプ(強制性交等)などの性暴力」が86.1%で最も高く、次いで「職場等におけるハラスメント」が79.0%、「痴漢等のわいせつな行為」が77.2%となっています。

性別でみると、「女性の体の一部などを、内容と無関係に使用した広告」は女性が男性よりも9.8ポイント高く、「売春・買春・援助交際」も女性が5.8ポイント高くなっています。一方、「つきまといなどのストーカー行為」は男性が女性よりも3.1ポイント高くなっています。

図表VI-20 人権が侵害されていると感じること(千葉県)



資料出典:千葉県男女共同参画課「男女共同参画社会の実現に向けての県民意識調査報告書」(令和元年11月)